



○長野県告示第379号

平成14年3月29日専決処分した平成13年度補正予算の要領は、次のとおりである。

平成14年7月11日

長野県知事 田中康夫

平成13年度長野県一般会計補正予算(第8号)

1 歳入歳出予算補正

(1) 歳入

| 款             | 補正前の額         | 補正額         | 計             |
|---------------|---------------|-------------|---------------|
| 1 県 税         | 2467億2476万9千円 | 11億7307万1千円 | 2478億9784万 円  |
| 3 地 方 譲 与 税   | 34億5800万 円    | 9024万 円     | 35億4824万 円    |
| 5 地 方 交 付 税   | 2643億1870万4千円 | 10億9946万8千円 | 2654億1817万2千円 |
| 6 交通安全対策特別交付金 | 9億6151万 円     | 198万8千円     | 9億5952万2千円    |
| 8 使用料及び手数料    | 204億2768万1千円  | 3億3418万4千円  | 207億6186万5千円  |
| 9 国庫支出金       | 1918億1095万6千円 | 1億7012万4千円  | 1919億8108万 円  |
| 10 財産収入       | 27億3945万2千円   | 1億9229万8千円  | 29億3175万 円    |
| 12 繰入 金       | 286億4684万7千円  | 40億 円       | 246億4684万7千円  |

|      |   |       |          |     |          |           |          |
|------|---|-------|----------|-----|----------|-----------|----------|
| 14 諸 | 入 | 962億  | 82万9千円   | 14億 | 986万1千円  | 976億1069万 | 円        |
| 15 県 | 債 | 1344億 | 5788万3千円 | 26億 | 8758万3千円 | 1371億     | 4546万6千円 |
| 歳    | 入 | 1兆    | 503億     | 31億 | 5484万1千円 | 1兆        | 534億     |
| 歳    | 出 |       | 496万8千円  |     |          |           | 5980万9千円 |

## (2) 歳出

|                |   |       |          |          |
|----------------|---|-------|----------|----------|
| 2 総            | 款 | 補正前の額 | 補正額      | 計        |
| 9 土            | 務 | 414億  | 1370万2千円 | 425億     |
| 10 警           | 費 | 1980億 | 6200万9千円 | 1975億    |
| 11 教           | 費 | 459億  | 9751万2千円 | 467億     |
| 13 公           | 費 | 2144億 | 7041万    | 2143億    |
| 歳              | 費 | 1763億 | 2936万4千円 | 1783億    |
| 出              | 計 | 1兆    | 503億     | 1兆       |
| 地方債補正          |   |       | 496万8千円  | 534億     |
| 農業農村整備事業費ほか12件 |   | 限度額   |          | 5980万9千円 |
|                |   |       | 26億      | 8758万3千円 |

## 平成13年度長野県公債費特別会計補正予算(第2号)

## 1 歳入歳出予算補正

|        |   |          |          |          |
|--------|---|----------|----------|----------|
| (1) 歳入 | 款 | 補正前の額    | 補正額      | 計        |
| 1 財    | 産 | 4492万3千円 | 1545万9千円 | 6038万2千円 |
| 2 繰    | 入 | 102億     | 4124万3千円 | 124億     |
| 歳      | 入 | 102億     | 8616万6千円 | 125億     |
| 入      | 計 |          | 22億      | 93万      |
|        |   |          | 1476万4千円 | 93万      |

(2) 歳出

| 款     | 補正前の額        | 補正額         | 計          |
|-------|--------------|-------------|------------|
| 1 公債費 | 102億8616万6千円 | 22億1476万4千円 | 125億 93万 円 |
| 歳出合計  | 102億8616万6千円 | 22億1476万4千円 | 125億 93万 円 |

財政課

○長野県告示第380号

平成14年7月5日成立した平成14年度補正予算の要領は、次のとおりである。

平成14年7月11日

長野県知事 田中 康夫

平成14年度長野県一般会計補正予算(第1号)

1 歳入歳出予算補正

(1) 歳入

| 款       | 補正前の額         | 補正額        | 計             |
|---------|---------------|------------|---------------|
| 9 国庫支出金 | 1787億6570万3千円 | 6076万4千円   | 1788億2646万7千円 |
| 12 繰入金  | 414億 689万6千円  | 1億3948万2千円 | 415億4637万8千円  |
| 13 繰越金  | 1千円           | 9147万6千円   | 9147万7千円      |

|            |     |                |            |               |
|------------|-----|----------------|------------|---------------|
| 14 諸       | 収入  | 957億6733万1千円   | 5億6855万3千円 | 963億3588万4千円  |
| 歳          | 合計  | 1兆 47億 629万5千円 | 8億6027万5千円 | 1兆 55億6657万 円 |
| (2) 歳出     |     |                |            |               |
|            | 款   | 補正前の額          | 補正額        | 計             |
| 2 総        | 業務費 | 359億7632万8千円   | 1633万4千円   | 359億9266万2千円  |
| 3 民        | 生費  | 755億9743万5千円   | 735万4千円    | 756億 478万9千円  |
| 5 労        | 働費  | 74億2825万5千円    | 5199万9千円   | 74億8025万4千円   |
| 8 商        | 工費  | 756億7855万 円    | 5億8693万7千円 | 762億6548万7千円  |
| 9 土        | 木費  | 1775億4867万 円   | 5411万1千円   | 1776億 278万1千円 |
| 11 教       | 育費  | 2144億6647万5千円  | 1億4354万 円  | 2146億1001万5千円 |
| 歳          | 出合計 | 1兆 47億 629万5千円 | 8億6027万5千円 | 1兆 55億6657万 円 |
| 2 債務負担行為補正 |     |                | 8億 303万9千円 |               |
| 特殊学校整備事業   |     |                |            |               |
|            |     | 限度額            |            |               |
|            |     |                |            | 財政課           |

○長野県告示第381号

中小企業融資規程（昭和52年長野県告示第176号）の一部を次のように改正し、平成14年7月8日以降の貸付けに係る貸付金から適用する。

平成14年7月11日

長野県知事 田中康夫

別表の短期資金の項中

|  |   |   |    |
|--|---|---|----|
| 「<br>1 500万円<br>2 1にかかわらず商工組合中央金庫の貸付限度は別に定めるところによる。<br>」 | を | 「<br>1 500万円。ただし、売掛金債権を担保とした保証を利用するものについては3,000万円<br>2 1にかかわらず商工組合中央金庫の貸付限度は別に定めるところによる。<br>」 | に、 |
|--|---|---|----|

|      |   |                 |                 |                 |
|------|---|-----------------|-----------------|-----------------|
| 6月以内 | — | 金融機関の定めるところによる。 | 金融機関の定めるところによる。 | 金融機関の定めるところによる。 |
|------|---|-----------------|-----------------|-----------------|

を

|  |   |                 |  |  |
|--|---|-----------------|--|--|
| 6月以内。ただし、売掛金債権を担保とした保証を利用するものについては1年以内 | — | 金融機関の定めるところによる。 | 金融機関の定めるところによる。ただし、売掛金債権を担保とした保証を利用するものについては金融機関及び長野県信用保証協会の定めるところによる。 | 金融機関の定めるところによる。ただし、売掛金債権を担保とした保証を利用するものについては金融機関及び長野県信用保証協会の定めるところによる。 |
|--|---|-----------------|--|--|

に改める。

産業振興課

○長野県告示第382号

長野県林業改善資金貸付規程（昭和51年長野県告示第435号）の一部を次のように改正する。

平成14年7月11日

長野県知事 田中康夫

第9条第1項中「、高品質材生産資金、被害森林整備資金」を削る。

別表の1の1 団地間伐促進資金の項中「限る。）」を「限る。以下同じ。）」に改め、同表の1中

|                                   |   |  |   |   |   |
|-----------------------------------|---|--|---|---|---|
| <p>2 被害<br/>森林整<br/>備資金</p>       | <p>(3) 高品質材を生産するための特別の<br/>保育に必要な資材の購入費用及び作<br/>業労賃<br/>(1) 別に定める整備対象林分に係る森<br/>林整備用作業路の開設又は改良費用<br/>(2) 当該整備林分の作業現場から山元<br/>土場までの被害木等の伐採、搬出実<br/>施費用(伐木造材用機械・施設、架<br/>線集材機、トラクター、林内作業車、<br/>運搬用自動車等の使用料(機械・施<br/>設の償却費、整備費及び燃料費)及<br/>び作業労賃)又は防除処理費用</p> | <p>森林整備の実施(当<br/>該森林の整備を実施す<br/>るための作業路の開設<br/>又は改良を含む。)に<br/>係る森林1ヘクタール<br/>につき120万円</p>  | <p>個人である森林所有<br/>者 個人である森林所<br/>有者の協業体 個人で<br/>ある素材生産業者 素<br/>材生産業者の組織する<br/>団体 林業を営む会社<br/>(資本の額又は出資の<br/>総額が1,000万円以下<br/>のもの及び常時使用す<br/>る従業員数が300人以<br/>下のものに限る。以下<br/>同じ。) 森林組合<br/>生産森林組合 森林組<br/>合連合会 公有林経営<br/>市町村等 造林公社</p> | <p>同上</p>                                 | <p>同上</p>   |
| <p>3 複層<br/>林転換<br/>促進資<br/>金</p> | <p>(1) 別に定める複層伐を行うための作<br/>業路の開設又は改良の費用<br/>(2) 当該複層伐の作業現場から山元土<br/>場までの複層伐の実施費用(伐木造<br/>材用機械・施設、架線集材機、トラ<br/>クター、林内作業車、運搬用自動車<br/>等の使用料(機械・施設の償却費、<br/>整備費及び燃料費)及び作業労賃</p>   | <p>複層林への転換(当<br/>該複層林への転換を実<br/>施するための作業路の<br/>開設又は改良を含む。)<br/>に係る森林1ヘクタ<br/>ールにつき90万円</p> | <p>個人である森林所有<br/>者 個人である森林所<br/>有者の協業体 森林組<br/>合 生産森林組合 森<br/>林経営を営む会社 造<br/>林公社 公有林経営市<br/>町村等</p>   | <p>10年以内<br/>(据置期間<br/>3年以内を<br/>含む。)</p> | <p>据置期間<br/>経過後の<br/>期間にお<br/>いて、均<br/>等年賦償<br/>還</p> |
| <p>4 施業<br/>受委託<br/>促進資<br/>金</p> | <p>別に定めるところによる間伐、保育、<br/>その他の施業の委託に係る委託料の<br/>支払い費用及び立木の管理の委託に<br/>係る委託料の支払い費用</p>  | <p>間伐、保育、その他<br/>の施業を委託する場合<br/>にあつては委託料の支<br/>払いに要する費用の額</p>                              | <p>個人である森林所有<br/>者 個人である森林所<br/>有者の協業体 生産森<br/>林組合 森林経営を営</p>   | <p>同上</p>                                 | <p>同上</p>   |

|                     |   |  |   |           |                              |
|---------------------|---|--|---|-----------|------------------------------|
|                     |   | <p>に100分の80を乗じて得た額の範囲内の額、立木の管理を委託する場合にあつては当該委託に係る森林1ヘクタール1年につき1万円</p>  | <p>む会社</p>  |           |                              |
| <p>2 複層林転換促進資金</p>  | <p>(1) 別に定める複層伐を行うための作業路の開設又は改良の費用<br/>(2) 当該複層伐の作業現場から山元土場までの複層伐の実施費用(伐木造材用機械・施設、架線集材機、トラクター、林内作業車、運搬用自動車等の使用料(機械・施設の償却費、整備費及び燃料費)及び作業労賃</p> | <p>複層林への転換(当該複層林への転換を実施するたための作業路の開設又は改良を含む。)に係る森林1ヘクタールにつき90万円</p>   | <p>個人である森林所有者の協業体である生産森林組合を営む会社<br/>森林組合を営む会社<br/>林公社<br/>公有林経営市町村等</p> | <p>同上</p> | <p>据置期間経過後の期間において、均等年賦償還</p> |
| <p>3 施業受委託促進資金</p>  | <p>別に定めるところによる間伐、保育、その他の施業の委託に係る委託料の支払い費用及び立木の管理の委託に係る委託料の支払い費用</p>   | <p>間伐、保育、その他の施業を委託する場合にあつては委託料の支払いに要する費用の額に100分の80を乗じて得た額の範囲内の額、立木の管理を委託する場合にあつては当該委託に係る森林1ヘクタール1年につき1万円</p> | <p>個人である森林所有者の協業体である生産森林組合を営む会社</p>                                     | <p>同上</p> | <p>同上</p>                    |
| <p>4 木材安定供給促進資金</p> | <p>別に定めるところによる木材製造業者等との間において、木材の供給に関する取決めを締結して木材の生産を行う場合において、当該取決め締結に</p>   | <p>立木の取得に要する経費の100分の80に相当する額</p>   | <p>個人である森林所有者の委託を受けた者の個人である森林所有者</p>                                    | <p>同上</p> | <p>同上</p>                    |

を「



先立ち、必要な立木量を確保するため  
に取得する立木の取得費用

の協業者  
者 素材生  
織する 産業  
合 産業  
林経営 者  
を 森  
公 林  
社 組  
 合  
 森  
 林  
 組  
 造  
 市  
 営  
 公  
 有  
 林  
 経  
 営  
 市  
 町  
 村  
 等

に改め、同表の1の5 技術導入資金の項中「素材生産者」を「素材生産者」に、「会社」を「会社（資本の額又は出資の総額が1,000万円以下のも及び常時使用する従業員の数が300人以下のものに限る。以下同じ。）」に、

「 同上 同上 同上 を 「 同上 5年以内 均等年賦償還 」 に改める。」

林業振興課

## ○長野県告示第383号

森林造成事業補助金交付要綱（昭和49年長野県告示第481号）の一部を次のように改正し、平成14年度の補助金から適用する。

平成14年7月11日

長野県知事 田中康夫

第1中「(以下「造林者」という。)」を削る。

第2中「なる事業」の次に「(以下「補助事業」という。)」を加える。

第3第1項第1号を次のように改める。

- (1) 補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内（森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項に規定する地域森林計画において、水源かん養機能及び山地災害防止機能のいずれかを高度に発揮すべきものと定められている森林（市町村又は森林整備法人が所有するものを除く。以下「高度公益機能森林」という。）における間伐、抜き伐り及び不良木淘汰（以下「間伐等」という。）又は当該補助事業を転用等（転用、用途変更又は伐採除去をいう。以下同じ。）の制限のある協定を締結して行う場合にあつては10年以内）に当該補助事業の施行地を森林以外の用途へ転用する場合（補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権若しくは地上権の設定をさせた後当該施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。第3号において同じ。）又は補助事業の施行地上の立木竹を全面伐採除去する場合であつて、その面積が1事業年度の1施行地について1ヘクタール以上にわたる場合は、あらかじめ知事に届け出るとともに、当該転用等に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。

第3第1項第3号を削り、同項第2号中「施行地を」を「施行地について」に、「間伐等」を「間伐等を行う場合又は当該補助事業を転用等の制限のある協定を締結して行う場合」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 補助事業で開設し、又は改良した作業路について造林計画期間内に当該作業路の全部又は一部の転用若しくは用途変更又は補助金交付の目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事に届け出るとともに、当該転用等に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。

第3第1項第12号を同項第14号とし、同項第11号を同項第13号とし、同項第10号を削り、同項第9号中「県単森林災害復旧事業に係る補助事業」を「補助事業のうち県単森林災害復旧事業、間伐対策事業、公益森林機能増進パイロット事業、森林管理条件整備事業及びグレースの森創生事業」に改め、同号を同項第12号とし、同項第8号中「県単森林災害復旧事業に係る補助事業」を「補助事業のうち県単森林災害復旧事業、間伐対

策事業、公益森林機能増進パイロット事業、森林管理条件整備事業及びグレースの森創生事業」に改め、同号を同項第11号とし、同号の前に次の2号を加える。

- (9) 補助事業の完了年度の翌年度から起算して8年以内に当該事業で設置した駐車場の全部若しくは一部の転用又は補助金交付の目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合には、あらかじめ知事に届け出るとともに、当該転用等に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- (10) 補助事業により取得した用地等については、取得した年度の翌年度から起算して10年間、別に定めるところにより知事の承認を受けないで補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

第3第1項第7号を削り、同項第6号中「流域森林総合整備事業及び森林機能重点整備対策事業における」を「補助事業において、」に、「場合において」を「場合に」に改め、同号を同項第8号とし、同項第5号中「一般造林事業、流域森林総合整備事業、森林機能重点整備対策事業、公的森林整備推進事業、無立木地等森林緊急造成事業、広葉樹林整備特別対策事業、野生鳥獣共存の森整備事業、保全松林緊急保護整備事業及び居住地森林環境整備事業」を「補助事業」に、「場合、」を「場合に、」に改め、同号を同項第7号とし、同項第4号中「流域森林総合整備事業」を「補助事業」に、「地ごしらえ」を「地拵え」に、「場合」を「場合に」に改め、同号を同項第6号とし、同項第3号の次に次の2号を加える。

- (4) 補助事業において、事業計画に基づいて事業を行う場合に、当該事業計画の承認を取り消されたときは、当該取消しに係る事業につき被害地等森林整備事業として査定した差額を返還すること。
- (5) 補助事業において、作業路の開設又は改良に係る造林を行つた場合に、補助金交付の対象となる事業規模以上に実施しないとき（天災等不可抗力によるものとして知事が認めたときを除く。）は、当該作業路につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。

第4中「第2に規定する」を削り、「を除く」を「、間伐対策事業、公益森林機能増進パイロット事業、森林管理条件整備事業及びグレースの森創生事業を除く」に改める。

第5第2項第1号中「にあつては」を「、間伐対策事業、公益森林機能増進パイロット事業、森林管理条件整備事業及びグレースの森創生事業にあつては」に改める。

第6第1項及び第2項中「に係る」を「、間伐対策事業、公益森林機能増進パイロット事業、森林管理条件整備事業及びグレースの森創生事業に係る」に改める。

第8中「10年間」の次に「、長期育成循環整備事業にあつては15年間」を加える。  
別表を次のように改める。

## (別表) (第2関係)

| 事業の種類              |                   | 経費   | 補助率     |
|--------------------|-------------------|--|---------|
| 森林環境<br>保全整備<br>事業 | 水土保全<br>林整備事<br>業 | <p>1 公的森林整備推進事業<br/>市町村、森林整備法人又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第7条第1項の規定により選定された事業者（以下「PFI事業者」という。）が知事の承認を受けた市町村森林整備事業計画（以下「市町村森林整備計画」という。）に基づいて行う次に掲げる事業に要する査定経費。ただし、PFI事業者については、市町村有林で行うものに限る。</p> <p>(1) 育成単層林整備事業</p> <p>ア 整理伐事業</p> <p>イ 人工造林事業</p> <p>ウ 単層林改良事業</p> <p>エ 保育（植栽型）事業</p> <p>（ア） 下刈事業</p> <p>（イ） 雪起こし事業</p> <p>（ウ） 倒木起こし事業</p> <p>（エ） 除・間伐事業</p> <p>（オ） 枝打ち事業</p> <p>オ 保育（天然更新型）事業</p> <p>（ア） 下刈事業</p> <p>（イ） 雪起こし事業</p> <p>（ウ） 除・間伐事業</p> <p>カ 育成単層林作業路事業</p> <p>(2) 育成複層林整備事業</p> <p>ア 整理伐事業</p> <p>イ 受光伐事業</p> <p>（ア） 抜き伐り事業</p> <p>（イ） 枝払い事業</p> <p>ウ 樹下植栽等事業</p> <p>エ 複層林改良事業</p> <p>オ 保育（植栽型）事業</p> <p>（ア） 下刈事業</p> <p>（イ） 雪起こし事業</p> <p>（ウ） 倒木起こし事業</p> <p>（エ） 除・間伐事業</p> <p>カ 保育（天然更新型）事業</p> <p>（ア） 下刈事業</p> <p>（イ） 雪起こし事業</p> <p>（ウ） 除・間伐事業</p> <p>キ 育成複層林作業路事業</p> <p>(3) 機能増進保育事業</p> | 10分の5以内 |

|  |  |  |  |
|--|--|--|--|
|  |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 抜き伐り等事業</li> <li>イ 機能増進保育作業路事業</li> <li>(4) 特定間伐事業</li> <li>(5) 長期育成循環整備事業             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 誘導伐事業                 <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 抜き伐り事業</li> <li>(イ) 枝払い事業</li> </ul> </li> <li>イ 樹下植栽等事業</li> <li>ウ 長期育成循環改良事業</li> <li>エ 保育(植栽型)事業                 <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 下刈事業</li> <li>(イ) 雪起こし事業</li> <li>(ウ) 倒木起こし事業</li> <li>(エ) 除・間伐事業</li> </ul> </li> <li>オ 保育(天然更新型)事業                 <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 下刈事業</li> <li>(イ) 雪起こし事業</li> <li>(ウ) 除・間伐事業</li> </ul> </li> <li>カ 長期育成循環作業路事業</li> </ul> </li> <li>(6) 付帯施設等整備事業             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 鳥獣害防止施設等整備事業</li> <li>イ 林内作業場及び林内かん水施設整備事業</li> <li>ウ 林床保全整備事業</li> </ul> </li> </ul> |  |
|  |  | <p>2 流域公益保全林整備事業</p> <p>地方公共団体、森林組合、生産森林組合、森林整備法人等(森林整備法人及び民法(明治29年法律第89号)第34条の規定により設立された公益法人(造林を行うことを主たる目的としている法人であつて、地方公共団体がその社員であるか又はその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているものに限る。)をいう。以下同じ。)、森林法施行令(昭和26年政令第276号)第11条第7号に規定する団体(以下「森林所有者の団体」という。)、森林施業計画の認定を受けた者又は市町村と森林整備に関する協定を締結した森林所有者が市町村森林整備事業計画に基づいて行う次に掲げる事業に要する査定経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 育成単層林整備事業             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 整理伐事業</li> <li>イ 人工造林事業</li> <li>ウ 単層林改良事業</li> <li>エ 保育(植栽型)事業                 <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 下刈事業</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>   | <p>10分の4以内。<br/>ただし、高度公益機能森林における間伐等にあつては、10分の4.5以内</p> |

- (イ) 雪起こし事業
- (ウ) 倒木起こし事業
- (エ) 除・間伐事業
- (オ) 枝打ち事業
- オ 保育(天然更新型)事業
  - (ア) 下刈事業
  - (イ) 雪起こし事業
  - (ウ) 除・間伐事業
- カ 育成単層林作業路事業
- (2) 育成複層林整備事業
  - ア 整理伐事業
  - イ 受光伐事業
    - (ア) 抜き伐り事業
    - (イ) 枝払い事業
  - ウ 樹下植栽等事業
  - エ 複層林改良事業
  - オ 保育(植栽型)事業
    - (ア) 下刈事業
    - (イ) 雪起こし事業
    - (ウ) 倒木起こし事業
    - (エ) 除・間伐事業
  - カ 保育(天然更新型)事業
    - (ア) 下刈事業
    - (イ) 雪起こし事業
    - (ウ) 除・間伐事業
  - キ 育成複層林作業路事業
- (3) 機能増進保育事業
  - ア 抜き伐り等事業
  - イ 機能増進保育作業路事業
- (4) 特定間伐事業
- (5) 長期育成循環整備事業
  - ア 誘導伐事業
    - (ア) 抜き伐り事業
    - (イ) 枝払い事業
  - イ 樹下植栽等事業
  - ウ 長期育成循環改良事業
  - エ 保育(植栽型)事業
    - (ア) 下刈事業
    - (イ) 雪起こし事業
    - (ウ) 倒木起こし事業
    - (エ) 除・間伐事業
  - オ 保育(天然更新型)事業
    - (ア) 下刈事業
    - (イ) 雪起こし事業
    - (ウ) 除・間伐事業
  - カ 長期育成循環作業路事業
- (6) 付帯施設等整備事業
  - ア 鳥獣害防止施設等整備事業
  - イ 林内作業場及び林内かん水施設

|         |   | 整備事業<br>ウ 林床保全整備事業   |  |
|---------|---|--|--|
| 共生林整備事業 | 1 | <p>森林空間総合整備事業<br/>市町村が知事の承認を受けた森林空間総合整備事業計画に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費</p> <p>(1) 全体計画調査事業</p> <p>(2) 共生林整備事業</p> <p>ア 森林環境教育促進整備事業</p> <p>イ 森林健康促進整備事業</p> <p>ウ 里山林機能強化整備事業</p> <p>(3) 付帯施設整備事業</p> <p>ア 森林環境教育促進整備事業</p> <p>イ 森林健康促進整備事業</p> <p>ウ 里山林機能強化整備事業</p> <p>(4) 林内歩道等整備事業</p> <p>(5) 用地等取得事業</p>   | <p>10分の7以内。<br/>ただし、用地等取得事業については10分の4以内</p>  |
|         | 2 | <p>絆の森整備事業</p> <p>(1) 市民参加型整備事業</p> <p>ア 行政支援タイプ事業<br/>市町村が市町村森林整備事業計画に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費</p> <p>ア) 全体計画調査事業</p> <p>イ) 共生林整備事業<br/>市民参加型森林整備事業</p> <p>ウ) 付帯施設整備事業<br/>市民参加型森林整備事業</p> <p>エ) 林内歩道等整備事業</p> <p>オ) 用地等取得事業</p> <p>イ 市民主導タイプ事業<br/>森林施業計画の認定を受けた者(森林所有者を除く。)が市町村森林整備事業計画に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費</p> <p>ア) 共生林整備事業<br/>市民参加型森林整備事業</p> <p>イ) 付帯施設整備事業<br/>市民参加型森林整備事業</p> <p>ウ) 林内歩道等整備事業</p> <p>ウ 市民開放タイプ事業<br/>森林所有者のうち森林施業計画の認定を受けたもの又は市町村と森林整備に関する協定を締結したものが市町村森林整備事業計画に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費</p> | <p>10分の7以内。<br/>ただし、用地等取得事業については10分の4以内、高度公益機能森林における間伐等にあつては、10分の7.5以内(行政支援タイプ事業に係るものを除く。)</p> |

|  |                            |   |  |
|--|----------------------------|---|--|
|  |                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 共生林整備事業<br/>市民参加型森林整備事業</li> <li>(イ) 付帯施設整備事業<br/>市民参加型森林整備事業</li> <li>(ウ) 林内歩道等整備事業</li> <li>(2) 野生生物共生林整備事業<br/>市町村、森林所有者、森林組合、<br/>生産森林組合、森林組合連合会、森<br/>林整備法人、森林所有者の団体又は<br/>森林施業計画の認定を受けた者が市<br/>町村森林整備事業計画に基づいて行<br/>う次に掲げる事業に要する査定経費</li> <li>ア 共生林整備事業<br/>野生生物共生林整備事業</li> <li>イ 付帯施設整備事業<br/>野生生物共生林整備事業</li> <li>ウ 林内歩道等整備事業</li> <li>エ 用地等取得事業</li> </ul>   |  |
|  | <p>資源循環<br/>林整備事<br/>業</p> | <p>流域循環資源林整備事業<br/>地方公共団体、森林組合、生産森林組<br/>合、森林整備法人等、森林所有者の団体、<br/>森林施業計画の認定を受けた者又は市町<br/>村と森林整備に関する協定を締結した森<br/>林所有者が市町村森林整備事業計画に基<br/>づいて行う次に掲げる事業に要する査定<br/>経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 育成単層林整備事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 整理伐事業</li> <li>(2) 人工造林事業</li> <li>(3) 単層林改良事業</li> <li>(4) 保育(植栽型)事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 下刈事業</li> <li>イ 雪起こし事業</li> <li>ウ 倒木起こし事業</li> <li>エ 除・間伐事業</li> <li>オ 枝打ち事業</li> </ul> </li> <li>(5) 保育(天然更新型)事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 下刈事業</li> <li>イ 雪起こし事業</li> <li>ウ 除・間伐事業</li> </ul> </li> <li>(6) 育成単層林作業路事業</li> </ul> </li> <li>2 育成複層林整備事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 整理伐事業</li> <li>(2) 受光伐事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 抜き伐り事業</li> <li>イ 枝払い事業</li> </ul> </li> <li>(3) 樹下植栽等事業</li> <li>(4) 複層林改良事業</li> </ul> </li> </ul> | <p>10分の4以内。<br/>ただし、高度公<br/>益機能森林にお<br/>ける間伐等にあ<br/>つては、10分の<br/>4.5以内</p> |



|          |   |         |
|----------|---|---------|
|          | <ul style="list-style-type: none"> <li>(5) 保育(植栽型)事業             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 下刈事業</li> <li>イ 雪起こし事業</li> <li>ウ 倒木起こし事業</li> <li>エ 除・間伐事業</li> </ul> </li> <li>(6) 保育(天然更新型)事業             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 下刈事業</li> <li>イ 雪起こし事業</li> <li>ウ 除・間伐事業</li> </ul> </li> <li>(7) 育成複層林作業路事業</li> <li>3 機能増進保育事業             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 抜き伐り等事業</li> <li>(2) 機能増進保育作業路事業</li> </ul> </li> <li>4 特定間伐事業</li> <li>5 長期育成循環整備事業             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 誘導伐事業                 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 抜き伐り事業</li> <li>イ 枝払い事業</li> </ul> </li> <li>(2) 樹下植栽等事業</li> <li>(3) 長期育成循環改良事業</li> <li>(4) 保育(植栽型)事業                 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 下刈事業</li> <li>イ 雪起こし事業</li> <li>ウ 倒木起こし事業</li> <li>エ 除・間伐事業</li> </ul> </li> <li>(5) 保育(天然更新型)事業                 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 下刈事業</li> <li>イ 雪起こし事業</li> <li>ウ 除・間伐事業</li> </ul> </li> <li>(6) 長期育成循環作業路事業</li> </ul> </li> <li>6 付帯施設等整備事業             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 鳥獣害防止施設等整備事業</li> <li>(2) 林内作業場及び林内かん水施設整備事業</li> <li>(3) 林床保全整備事業</li> <li>(4) 高性能林業機械作業路事業</li> </ul> </li> </ul> |         |
| 機能回復整備事業 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 保全松林緊急保護整備事業             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 保全松林健全化整備事業                 <p>市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人又は森林所有者の団体が松くい虫被害対策事業実施要領(平成9年4月1日付け9林野造第82号林野庁長官通知。以下「松くい虫被害対策事業実施要領」という。)に基づき、公益的機能の高い松林の整備のために行う次に掲げる事業に要する査定経費</p> </li> </ul> </li> </ul>  | 10分の8以内 |

|  |  |   |  |
|--|--|---|--|
|  |  | <p>衛生伐事業</p> <p>ア 不用木等の除去・処理事業</p> <p>イ 衛生伐作業路事業</p> <p>(2) 松林保護樹林帯造成事業</p> <p>市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人又は森林所有者の団体が松くい虫被害対策事業実施要領に基づき、樹種転換を行う次に掲げる事業に要する査定経費</p> <p>ア 育成単層林整備事業</p> <p>(ア) 整理伐事業</p> <p>(イ) 人工造林事業</p> <p>(ウ) 単層林改良事業</p> <p>(エ) 保育(植栽型)事業</p> <p>a 下刈事業</p> <p>b 雪起こし事業</p> <p>c 倒木起こし事業</p> <p>d 除・間伐事業</p> <p>e 枝打ち事業</p> <p>(オ) 保育(天然更新型)事業</p> <p>a 下刈事業</p> <p>b 雪起こし事業</p> <p>c 除・間伐事業</p> <p>(カ) 土壌改良事業</p> <p>(キ) 育成単層林作業路事業</p> <p>イ 育成複層林整備事業</p> <p>(ア) 整理伐事業</p> <p>(イ) 複層林改良事業</p> <p>(ウ) 保育(天然更新型)事業</p> <p>a 下刈事業</p> <p>b 雪起こし事業</p> <p>c 除・間伐事業</p> <p>(エ) 土壌改良事業</p> <p>(オ) 育成複層林作業路事業</p> <p>ウ 付帯施設等整備事業</p> <p>鳥獣害防止施設等整備事業</p> |  |
|  |  | <p>2 特定森林造成事業</p> <p>(1) 特定林地改良事業</p> <p>市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人又は森林所有者の団体が知事の承認を受けた市町村森林整備事業計画に基づいて行う次に掲げる事業に要する査定経費</p> <p>ア 特定林地改良事業</p> <p>イ 特定林地作業路事業</p> <p>ウ 付帯施設等整備事業</p>  | <p>10分の4以内。</p> <p>ただし、特定林地改良事業については10分の7以内、高度公益機能森林における間伐等にあつては、10分の4.5以内</p> |

- 鳥獣害防止施設等整備事業
- (2) 耕作放棄地等森林造成事業  
市町村が市町村森林整備事業計画に基づいて行う次に掲げる事業に要する査定経費
- ア 育成単層林整備事業
- (ア) 整理伐事業
- (イ) 人工造林事業
- (ウ) 単層林改良事業
- (エ) 保育(植栽型)事業
- a 下刈事業
- b 雪起こし事業
- c 倒木起こし事業
- d 除・間伐事業
- e 枝打ち事業
- (オ) 保育(天然更新型)事業
- a 下刈事業
- b 雪起こし事業
- c 除・間伐事業
- (カ) 育成単層林作業路事業
- イ 育成複層林整備事業
- (ア) 整理伐事業
- (イ) 受光伐事業
- a 抜き伐り事業
- b 枝払い事業
- (ウ) 樹下植栽等事業
- (エ) 複層林改良事業
- (オ) 保育(植栽型)事業
- a 下刈事業
- b 雪起こし事業
- c 倒木起こし事業
- d 除・間伐事業
- (カ) 保育(天然更新型)事業
- a 下刈事業
- b 雪起こし事業
- c 除・間伐事業
- (キ) 育成複層林作業路事業
- ウ 付帯施設等整備事業
- (ア) 鳥獣害防止施設等整備事業
- (イ) 林内作業場及び林内かん水施設整備事業
- (ウ) 生育環境補完整備事業
- (3) 造林未済地緊急造林事業  
市町村が市町村森林整備事業計画に基づいて行う次に掲げる事業に要する査定経費
- ア 育成単層林整備事業
- (ア) 人工造林事業
- (イ) 保育(植栽型)事業

|  |  |  |   |  |
|--|--|--|---|--|
|  |  |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>a 下刈事業</li> <li>b 雪起こし事業</li> <li>c 倒木起こし事業</li> <li>d 除・間伐事業</li> <li>e 枝打ち事業</li> </ul>  |  |
|  |  |  | <p>3 被害地等森林整備事業<br/>市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人又は森林所有者の団体が森林被害の復旧等諸々の条件に応じた森林造成等を行う次に掲げる事業に要する査定経費</p> <p>(1) 育成単層林整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 整理伐事業</li> <li>イ 人工造林事業</li> <li>ウ 単層林改良事業</li> <li>エ 保育(植栽型)事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 下刈事業</li> <li>(イ) 雪起こし事業</li> <li>(ウ) 倒木起こし事業</li> <li>(エ) 除・間伐事業</li> <li>(カ) 枝打ち事業</li> </ul> </li> <li>オ 保育(天然更新型)事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 下刈事業</li> <li>(イ) 雪起こし事業</li> <li>(ウ) 除・間伐事業</li> </ul> </li> <li>カ 育成単層林作業路事業</li> </ul> <p>(2) 育成複層林整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 整理伐事業</li> <li>イ 受光伐事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 抜き伐り事業</li> <li>(イ) 枝払い事業</li> </ul> </li> <li>ウ 樹下植栽等事業</li> <li>エ 複層林改良事業</li> <li>オ 保育(植栽型)事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 下刈事業</li> <li>(イ) 雪起こし事業</li> <li>(ウ) 倒木起こし事業</li> <li>(エ) 除・間伐事業</li> </ul> </li> <li>カ 保育(天然更新型)事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 下刈事業</li> <li>(イ) 雪起こし事業</li> <li>(ウ) 除・間伐事業</li> </ul> </li> <li>キ 育成複層林作業路事業</li> </ul> <p>(3) 機能増進保育事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 抜き伐り等事業</li> <li>イ 機能増進保育作業路事業</li> </ul> <p>(4) 付帯施設等整備事業</p> | <p>10分の4以内。<br/>ただし、高度公益機能森林における間伐等にあつては、10分の4.5以内</p> |

|            |  | 鳥獣害防止施設等整備事業   |  |
|------------|--|--|--|
| 森林居住環境整備事業 | <p>フォレスト・コミュニティ総合整備事業</p> <p>市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林整備法人又は森林所有者の団体が行う次に掲げる事業に要する査定経費</p> <p>1 居住地森林環境整備事業</p> <p>(1) 居住地周辺森林整備事業</p> <p>(2) 路側樹林帯整備事業</p> <p>(3) 林内歩道等整備事業</p> <p>(4) 付帯施設整備事業</p> <p>2 森林居住環境整備事業実施要領(平成14年3月29日付け13林整整第887号林野庁長官通知)に基づき、居住環境基盤整備事業と組み合わせて実施する居住地森林環境整備事業</p> <p>(1) 居住地周辺森林整備事業</p> <p>(2) 路側樹林帯整備事業</p> <p>(3) 林内歩道等整備事業</p> <p>(4) 付帯施設整備事業</p> | 10分の4以内。<br>ただし、高度公益機能森林における間伐等にあつては、10分の4.5以内           |  |
| 県単森林災害復旧事業 | <p>市町村、森林整備法人又は森林所有者の団体が市町村長が作成する事業計画に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費</p> <p>(1) 倒木・折損木整理事業</p> <p>(2) 倒木起こし事業</p>   | 10分の5以内  |  |
| 県単造林事業     | <p>1 苗木空輸事業</p> <p>別に定めるところにより知事が適当と認める者が行う造林用苗木ヘリコプター空輸事業に要する経費</p>   | 10分の4以内  |  |
|            | <p>2 間伐対策事業</p> <p>(1) 市町村が間伐対策事業実施計画に基づいて行う間伐対策事業(これに伴う作業路の開設事業を含む。)(2)において同じ。)のうち市町村が当該事業に係る経費の全額を負担して行うものに要する経費(市町村有林に係る経費は除く。)</p> <p>(2) 財産区、森林所有者、森林組合、生産森林組合又は森林整備法人が間伐対策事業実施計画に基づいて行う間伐対策事業に要する経費に対して、市町村が10分の6以上の補助率で補助するに要する経費</p>   | 10分の3以内<br><br>10分の5以内。<br>ただし、間伐対策事業に要する経費の10分の3を限度とする。 |  |

|                        |   |  |
|------------------------|---|--|
|                        | <p>3 森林所有者施業実行奨励事業<br/>森林所有者が市町村森林整備事業計画に基づいて行う次に掲げる事業に要する査定経費</p> <p>(1) 間伐事業<br/>(2) 枝打ち事業<br/>(3) 無立木地造林事業</p>   | <p>10分の4以内。<br/>ただし、高度公益機能森林における間伐等にあつては、10分の4.5以内</p> |
| <p>公益森林機能増進パイロット事業</p> | <p>市町村、森林整備法人、森林施業計画の認定を受けた者、森林組合、生産森林組合、市町村と森林整備に関する協定を締結した森林所有者又はPFI事業者が市町村森林整備事業計画に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費</p> <p>(1) 計画調査事業<br/>(2) 間伐事業<br/>(3) 除・間伐事業</p> | <p>10分の10以内。<br/>ただし、別に定める方法により算定された額を限度とする。</p>       |
| <p>森林管理条件整備事業</p>      | <p>市町村が市町村森林整備事業計画に基づいて行う森林管理条件整備活動事業に要する経費</p>   | <p>10分の5以内</p>   |
| <p>グレースの森創生事業</p>      | <p>市町村、森林施業計画の認定を受けた者、市町村と森林整備に関する協定を締結した森林所有者又は森林所有者の団体が知事の承認を受けたグレースの森創生事業計画に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費</p> <p>(1) 除・間伐事業<br/>(2) 看板等設置事業</p>                    | <p>10分の10以内</p>  |

(備考) 事業の規模、対象樹種及び使用する苗木については、別に定めるところによるものとする。

森林保全課

○長野県告示第384号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成14年7月11日

長野県知事 田中康夫

## 1 施行者の名称

塩尻市

## 2 都市計画事業の種類及び名称

塩尻都市計画下水道事業 塩尻市公共下水道

## 3 事業施行期間

昭和48年10月1日から

平成18年3月31日まで

## 4 事業地

## (1) 収用の部分

変更なし

## (2) 使用の部分

昭和48年長野県告示第575号、昭和55年長野県告示第314号、昭和56年長野県告示第712号、昭和60年長野県告示第385号、平成元年長野県告示第656号、平成7年長野県告示第542号及び平成12年長野県告示第543号の事業地のうち長野県塩尻市大字広丘郷原字東原及び字東裏並びに大字広丘堅石字東原、字巾原及び字下原地内において事業地を変更する。

下水道課

## ○長野県教育委員会教育長告示第4号

社会教育活動事業補助金交付要綱（昭和47年長野県教育委員会教育長告示第3号）の一部を次のように改正し、平成14年度の補助金から適用する。

平成14年7月11日

長野県教育委員会教育長 斉藤金司

別表を次のように改める。

## (別表) (第2関係)

| 事業名                         | 事業の内容  | 補助対象経費   | 補助率等   |
|-----------------------------|--|--|--------|
| 地域教育力活性化支援事業                | 市町村が、NPO等と連携して地域学習活動の活性化を図る事業  | 諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、賃金、保険料、雑役務費、委託費(内容は、諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、賃金、保険料、雑役務費とする。) | 別に定める額 |
| 報化等推進事業<br>学習拠点施設情報         | 市町村が「エル・ネット」受信用設備を社会教育施設に設置する事業  | 備品費(据付工事費を含む。)   | 別に定める額 |
| 業<br>習情報拠点化推進事<br>図書館の地域IT学 | 市町村が、地域住民のIT技術のスキルアップやITを通じた各種の情報入手のための拠点としての機能を担わせるため、公立図書館に利用者用パソコンを整備する事業   | 備品費(据付工事費を含む。)   | 別に定める額 |
| 子育て学習展開事業                   | 市町村が、家庭教育に関する学習機会を提供することにより、家庭の教育力の再生を図るために実施する次の事業<br>1 実行委員会の設置<br>2 就学時健診等を活用した子育て講座の開設<br>3 思春期の子どもを持つ親のための子育て講座の開設<br>4 妊娠期子育て講座の開設 | 諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、賃金、保険料、雑役務費、委託費(内容は、諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、賃金、保険料、雑役務費とする。) | 別に定める額 |
| 家庭の教育                       | 市町村が、家庭の教育力の充実を支援するために行う次の事業<br>1 父親の家庭教育への参加促進を図る事業   | 諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、賃金、保険料、雑役務費、委託費   | 別に定める額 |



|                       |                  |  |  |
|-----------------------|------------------|--|--|
| 力<br>充<br>実<br>事<br>業 | 2 子育て支援ネットワークの充実 | (内容は、諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、賃金、保険料、雑役務費とする。) |  |
|-----------------------|------------------|--|--|

文化財・生涯学習課